

序 章

1. 制度改正の概要

昨今、IoT（Internet of Things）の普及により、様々なインフラや機器がインターネットを通じてつながり合う、いわゆる第四次産業革命と称される変化が国内外において急速に進展している。これに伴い、企業の特許戦略をめぐる環境は大きな変化に晒されている。

具体的には、特にIoTの要となる移動体通信分野で技術の高度化が進み、また、既存の製品に、ソフトウェアによる情報処理・ネットワーク技術を組み合わせた発明が増加するにつれて、1つの製品に膨大な件数の特許が関与するようになってきていることから、知的財産をめぐる権利関係が複雑化している。これにより、知らないうちに他者の特許権を侵害するおそれが高まっている。従来から、特許権等の侵害訴訟は、証拠が偏在し、かつ高度な技術的思想を扱うものであったところ、IoT時代を迎え、特許等をめぐる権利関係が更に複雑化することに鑑みれば、知財紛争処理システムの一層の拡充が必要となる。

また、近年のIoTの普及により、オープン・イノベーションを通じた新たな事業・サービスの創出につながる技術の創出に係る競争が激化しているところ、特に第四次産業革命により国際競争の激化やイノベーションの加速化が進展していることに鑑みれば、迅速かつ大胆な挑戦を行う中小・ベンチャー企業や、高い研究能力を有する大学等の知財に関する活動の促進が焦眉の課題となっている。

これらの環境変化に加え、先般の平成27年の改正以来、産業財産権をめぐる環境は目まぐるしく変化しており、新たな制度的課題が生じていたことから、これらに対応すべく、政府は、特許法、実用新案法、意匠法、商

標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律、弁理士法の改正を含む「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」を平成30年第196回通常国会に提出した。

本改正法案に盛り込まれた特許関連法の改正内容は大きく3点ある。

第一に、中小企業による知財活用の促進を目的として、中小企業の特許料等の一律減免・猶予制度の導入、弁理士の業務追加、新規性喪失の例外期間の延長を行った。

第二に、知財紛争処理手続の拡充を目的として、インカメラ手続の拡充、判定制度の改善を行った。

第三に、ユーザーの利便性向上等を目的として、クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入、意匠における優先権書類の電子的交換制度の導入、商標における分割出願の要件強化を行った。

2. 法改正の経緯

上記の措置を講ずるに当たっては、「未来投資戦略 2017」（平成29年6月閣議決定）や「知的財産推進計画2017」（平成29年5月知的財産戦略本部決定）により、第四次産業革命が進展する中での知的財産制度の在り方について検討を行うこととされたことを受けて、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会において法制的な課題の検討が行われ、平成30年2月に、その結果を取りまとめた報告書「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」が示され、改正の方向性が提案された。

また、同じく産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会においても、「未来投資戦略2017」において「データの不正な取得・使用・提供の禁止、（中略）知財と標準に関わる弁理士の役割等に関し、次期通常国会での法案提出を含め、必要な措置を講ずる」とされたことを受け、データ関連業務及び標準関連業務への弁理士の関与の在り方について検討が行

われ、平成30年2月に報告書「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について」によって、改正の方向性が提案された。

今般の特許法等の改正は、これらの報告書の内容に基づくものであるが、後述のインカメラ手続の拡充を不正競争防止法（平成5年法律第47号）においても措置することとしたことや、弁理士の業務に不正競争防止法に新たに設けられるデータ類型に係る業務、そして標準規格の案の作成に関与等することが追加されたこと等から、不正競争防止法及び工業標準化法（昭和24年法律第185号）の改正と併せて改正が行われることとされ、「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」として平成30年2月27日に閣議決定され、同日に第196回通常国会に提出された。同法案は、4月18日の衆議院経済産業委員会における提案理由及び要旨の説明、5月11日の審議及び採決を経て、5月15日の衆議院本会議において可決された。また、5月17日の参議院経済産業委員会における趣旨説明、5月22日の質疑及び採決を経て、5月23日の参議院本会議において可決・成立し、5月30日に「平成30年法律第33号」として公布された。

【不正競争防止法等の一部を改正する法律の成立・施行まで（特許法等関連）】

＜産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会＞

第14回小委員会 平成28年6月8日（水）

- ① 経済産業省及び内閣府における検討状況
 - ② 技術分野横断的な協業の進展と特許制度・運用の在り方について
- 第15回小委員会 平成28年8月3日（水）

- ① 有識者（法政大学デザイン工学部教授 西岡氏）からのヒアリング
- ② 企業（戸田委員）からのヒアリング

第16回小委員会 平成28年10月11日（水）

- ① 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会の設置について

- ② 萩原委員からのヒアリング
- ③ 有識者（株式会社サイバー創研主幹コンサルタント 鶴原氏）からのヒアリング
- ④ 企業（日本アイ・ビー・エム株式会社理事・知的財産部長 上野氏）からのヒアリング

第17回小委員会 平成28年12月20日（火）

- ① 有識者（一色外国法事務弁護士事務所代表 一色氏）からのヒアリング
- ② 有識者（内田・鯨島法律事務所パートナー 鯨島氏）からのヒアリング
- ③ 知財紛争処理システムの在り方に関する検討

第18回小委員会 平成29年1月31日（火）

- ① 審判制度について
- ② 知財紛争処理システムの今後の方向性について

第19回小委員会 平成29年2月24日（金）

- ① 我が国の知財紛争処理システムの機能強化について
- ② 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討の状況について

第20回小委員会 平成29年4月28日（金）

- ① 第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方について
- ② 第四次産業革命を踏まえた特許審査について
- ③ 第四次産業革命を視野に入れた新たなADR制度の検討

第21回小委員会 平成29年6月13日（火）

- ① 知的財産推進計画2017について
- ② 日本知的財産仲裁センターからのヒアリング
- ③ 第四次産業革命を視野に入れた新たなADR制度の検討

第22回小委員会 平成29年9月29日（金）

- ① 一般社団法人電子情報技術産業協会からのプレゼンテーション

- ② 一般社団法人日本経済団体連合会からのプレゼンテーション
- ③ 一般社団法人日本知的財産協会からのプレゼンテーション
- ④ 標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの策定について

第23回小委員会 平成29年11月27日（月）

- ① 標準必須特許を巡る課題と制度的対応について
- ② 判定制度を活用した標準必須性に係る判断について
- ③ 法改正検討事項について
- ④ 標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの検討状況について

第24回小委員会 平成29年12月26日（火）

報告書案「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」

平成29年12月27日（水）～平成30年1月24日（水）

報告書案「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて（案）」に対する意見募集

○委員名（50音順）

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 青木 玲子 | 九州大学理事・副学長 ※ 第16回まで |
| 浅見 節子 | 東京理科大学大学院イノベーション研究科教授 |
| 蘆立 順美 | 東北大学大学院法学研究科教授 |
| 飯田香緒里 | 東京医科歯科大学研究・産学連携推進機構教授 |
| 片山 英二 | 阿部・井窪・片山法律事務所弁護士・弁理士
※第16回まで |
| 金子 敏哉 | 明治大学法学部准教授 |
| 國井 秀子 | 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授 |
| 東海林 保 | 東京地方裁判所知的財産権部総括判事 ※第21回まで |
| 佐藤 達文 | 東京地方裁判所知的財産権部総括判事 ※第22回から |

杉村 純子	プロメテ国際特許事務所代表弁理士
高橋 弘史	一般社団法人電子情報技術産業協会特許専門委員会委員 パナソニック IP マネジメント株式会社先端研究・生産技術知財部知財開発 1 課課長 ※ 第22回から
高林 龍	早稲田大学法学学術院教授 ※ 委員長
戸田 裕二	一般社団法人電子情報技術産業協会法務・知的財産権委員会委員長 株式会社日立製作所知的財産本部兼知財ビジネス本部長副本部長 ※ 第19回まで
萩原 恒昭	一般社団法人日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会委員 凸版印刷株式会社法務本部長
長谷川英生	株式会社名南製作所取締役
春田 雄一	日本労働組合総連合会経済政策局長
別所 弘和	日本知的財産協会副理事長 本田技研工業株式会社知的財産部長
宮島 香澄	日本テレビ放送網株式会社報道局解説委員
矢野恵美子	日本製薬工業協会知的財産委員会専門委員 アステラス製薬株式会社知的財産部次長 ※ 第19回まで
山口 雅久	日本製薬工業協会知的財産委員会副委員長 中外製薬株式会社知的財産部長 ※ 第20回から
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
山本 敬三	京都大学大学院法学研究科教授

＜産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会＞

第10回小委員会 平成29年10月20日（金）

- ① 弁理士制度小委員会の当面の検討事項について
- ② 標準に係る業務への弁理士の関与の在り方について

第11回小委員会 平成29年12月12日（火）

データに係る業務への弁理士の関与の在り方について

第12回小委員会 平成29年12月25日（月）

- ① 弁理士による標準・データに係る中小企業支援の在り方について

- ② 弁理士制度小委員会報告書（案）について

平成29年12月26日（火）～平成30年1月24日（水）

報告書案「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について（案）」に対する意見募集

第13回小委員会 平成30年1月29日～平成30年2月14日（書面審議）

- ① パブリックコメントの結果について

- ② 弁理士制度小委員会報告書（案）について

○委員名（50音順）

相澤 英孝 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 ※ 委員長

蘆立 順美 東北大学大学院法学研究科教授

飯田香緒里 東京医科歯科大学統合研究機構教授

市毛由美子 日本弁護士連合会日弁連知的財産センター副委員長・
弁護士

井上由里子 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授

加藤 実 一般社団法人日本知的財産協会常務理事・花王株式会社
社研究開発部門知的財産主幹

木戸 良彦 日本弁理士会副会長・弁理士

櫻井 武志 東京ブラインド工業株式会社代表取締役社長

高倉 成男 明治大学法科大学院長

長澤 健一 キヤノン株式会社常務執行役員知的財産法務本部長

南 孝一 一般社団法人日本国際知的財産保護協会理事長

宮島 香澄 日本テレビ報道局解説委員

森岡 礼子 知的財産高等裁判所判事

渡邊 敬介 日本弁理士会会長・弁理士

<報告書のとりまとめから公布まで>

平成30年

2月14日 産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会報告書
「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について」とり
まとめ

2月15日 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書
「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」
とりまとめ

2月27日 「不正競争防止法等の一部を改正する法律案」閣議決定

2月27日 法案第196回通常国会 提出

4月18日 衆議院経済産業委員会 提案理由及び要旨の説明

5月11日 衆議院経済産業委員会 質疑・採決

5月15日 衆議院本会議 可決

5月17日 参議院経済産業委員会 趣旨説明

5月22日 参議院経済産業委員会 質疑・採決

5月23日 参議院本会議 可決・成立

5月30日 公布（平成30年法律第33号）

<施行>

○公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定
める日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定め
る政令（平成30年政令第257号）により平成31年7月1日（令和元
年7月1日）に決定）【改正法附則第1条本文関係】

- ・弁理士の業務追加
- ・インカメラ手続の拡充

・判定制度の改善

○公布の日から起算して10日を経過した日（平成30年6月9日）【改正法附則第1条第2号関係】

・新規性喪失の例外期間の延長

・商標における分割出願の要件強化

○公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成31年政令第1号）により、平成31年4月1日に決定）【改正法附則第1条第4号関係】

・中小企業等の特許料等の一律減免・猶予制度の導入

・クレジットカードを利用した特許料等納付制度の導入

○公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日（不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行日を定める政令（令和元年第13号）により、令和2年1月1日に決定）【改正法附則第1条第5号関係】

・意匠における優先権書類の電子的交換制度の導入

